

地下水浸透未然防止のための構造基準等について

(1) 水質汚濁防止法の改正について

平成24年6月1日に水質汚濁防止法の一部を改正する法律が施行されました。有害物質を製造、使用、処理する特定施設及び有害物質貯蔵指定施設は、有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準の遵守が必要になります。

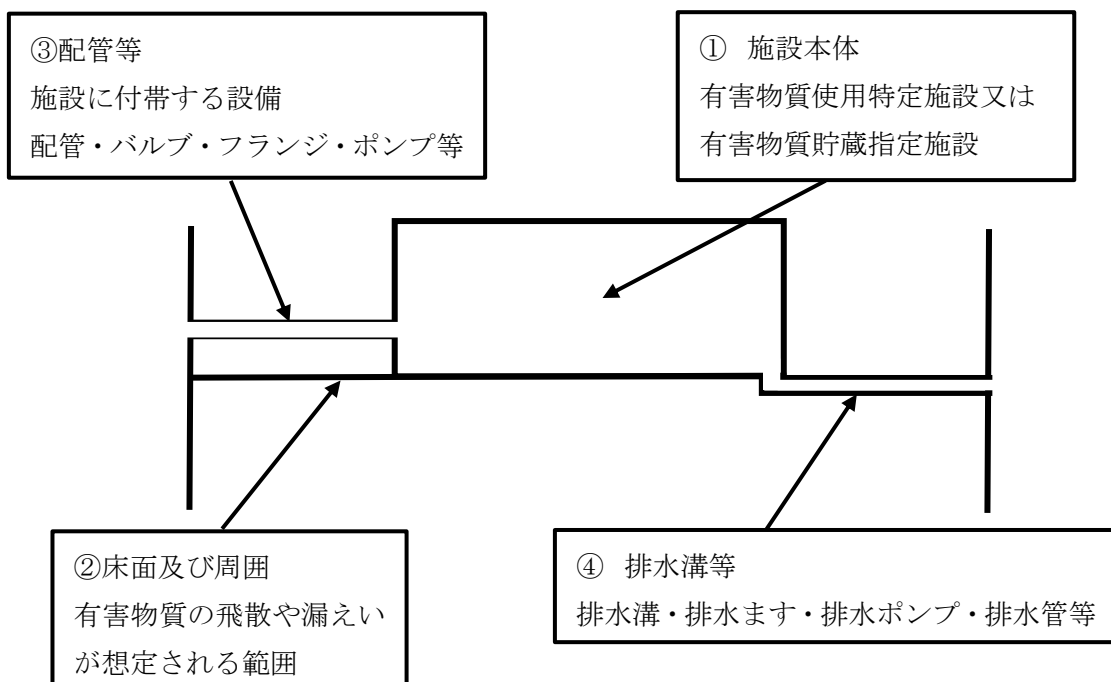
(2) 対象施設

- ①有害物質使用特定施設
- ②有害物質貯蔵指定施設

(3) 構造等に関する基準が適応される範囲

有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設について、以下の構造、設備及び使用の方法に関する基準及び定期点検の方法を定めています。

- ① 施設本体
- ② 施設の設置場所の床面及び周囲
- ③ 施設本体に付帯する配管等
- ④ 施設本体に付帯する排水溝等



(4) 構造等に関する基準について

地下浸透を未然に防止するための構造基準として、A基準、B基準、C基準という3段階の基準が設けられています。

	改正法施工後3年間 (2015年5月31日まで)	改正法施工後3年以降 (2015年6月1日~)
新設の施設	A基準のみ	
既設の施設	A、B、C基準	A、B基準

新設の施設：2012年6月1日以降に新たに設置される施設

既設の施設：2012年5月31日以前に設置された施設

○A基準

新設の施設を対象とした構造等に関する基準。基準の内容に応じて設定される定期点検を実施し、基準に適合していることを確認します。

○B基準

既設の施設を対象とした構造等に関する基準。点検頻度を高める等、基準の内容に応じて定期点検の内容をA基準に対応するものよりも充実した内容とすることを基本としています。

○C基準

既設の施設については、改正水質汚濁防止法施工後3年間(平成27年5月31日まで)は構造等に関する基準に適用を猶予しています。そのため、定期点検のみが適用されます。

定期点検の内容は、A基準やB基準に対応するよりも充実した内容とすることを基本としています。

① 床面及び周囲に係る構造基準と点検項目

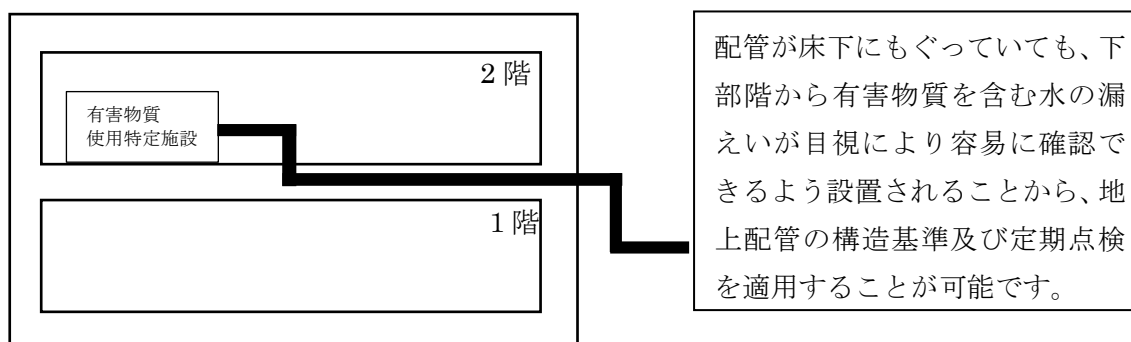
基準	構造基準		定期点検項目	点検の回数
A基準	I	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不浸透性材料による構造 (必要に応じて被膜) ・ 防液堤等による流出防止策 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 床面のひび割れの異常の有無 ・ 防液堤等のひび割れ等の異常の有無 	1年に1回以上
	II	Iと同等以上の措置	措置に応じた点検	措置に応じた回数
B基準	III	施設が設置されている床下への漏えいの有無を目視により容易に確認できる	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漏えいの有無 	適切な回数
	IV	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設下部以外 I に適合 ・ 施設本体からの漏えいを確認できる措置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 床面のひび割れ等の異常の有無 ・ 防液堤等のひび割れ等の異常の有無 	1年に1回以上
	V	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設下部以外 I に適合 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設本体のひび割れ等の異常の有無 	1年に1回以上
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設本体からの漏えいの有無 	1か月に1回以上

② 地上配管の構造基準と点検項目

基準	構造基準		定期点検項目	点検の回数
A基準	I	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漏えい防止に必要な強度を有すること ・ 容易に劣化するおそれのないもの ・ (必要に応じて) 外面の腐食防止 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配管等の異常の有無 ・ 配管等からの漏えいの有無 	1年に1回以上
	II	<ul style="list-style-type: none"> ・ 床面から離れて設置され、目視が容易 		
B基準	III	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目視により確認できること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配管等の異常の有無 ・ 配管等からの漏えいの有無 	6か月に1回以上

③ 地下配管の構造基準と点検項目

基準	構造基準	定期点検項目	点検の回数	
A基準	I	<ul style="list-style-type: none"> ・トレンチ内に設置 ・トレンチの底面及び側面が、不浸透性材料によること(必要に応じて被膜) 	<ul style="list-style-type: none"> ・配管等の異常の有無 ・配管等からの漏えいの有無 ・トレンチの底面及び側面の異常の有無 	1年に1回以上
	II	<ul style="list-style-type: none"> 漏えい防止に必要な強度を有すること ・容易に劣化するおそれのないもの ・(必要に応じて)外面の腐食防止 	<ul style="list-style-type: none"> ・配管等の内部の気圧や水位の確認又はこれと同等以上の方法による漏えい等の有無 	措置に応じた頻度
	III	I又はIIと同等以上の措置	<ul style="list-style-type: none"> ・措置に応じた点検 	措置に応じた頻度
B基準	IV	<ul style="list-style-type: none"> ・トレンチ内に設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・配管等の異常の有無 ・配管等からの漏えいの有無 ・トレンチの側面及び底面の異常の有無 	6か月に1回以上
	V	<ul style="list-style-type: none"> ・漏えい等の有無を確認できる措置 	<ul style="list-style-type: none"> ・漏えい等の有無 	・漏えい等の有無
	VI	IV又はVと同等以上の措置	<ul style="list-style-type: none"> ・措置に応じた点検 	措置に応じた頻度



④ 排水溝等の構造基準と点検項目

基準	構造基準	定期点検項目	点検の回数	
A基準	I	<ul style="list-style-type: none"> ・地下浸透防止に必要な強度を有すること ・容易に劣化するおそれのないもの ・(必要に応じて)耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆されていること 	<ul style="list-style-type: none"> ・排水溝等の異常の有無 	1年に1回以上
	II	Iと同等以上の措置	措置に応じた点検	措置に応じた頻度
B基準	III	<ul style="list-style-type: none"> ・地下浸透の有無を確認できる措置 	<ul style="list-style-type: none"> ・排水溝等の異常の有無 	6か月に1回以上
		<ul style="list-style-type: none"> ・地下浸透の有無 	<ul style="list-style-type: none"> ・地下浸透の有無 	1か月に1回以上
	IV	IIIと同等以上の措置	<ul style="list-style-type: none"> ・措置に応じた点検 	措置に応じた頻度

⑤ 地下貯蔵施設の構造基準と点検項目

基準	構造基準	定期点検項目	点検の回数	
A基準	I	<ul style="list-style-type: none"> ・タンク室内、二重殻構造又は漏えい等を防止する措置を講じた構造及び材質 ・(必要に応じて)外面の腐食防止 ・内部の水の量を表示する装置等、内容量を確認できる措置 	<ul style="list-style-type: none"> ・地下貯蔵施設の内 部の気圧や水位の確 認又はこれと同等以 上の方法による漏え い等の有無 	1年に1回以上 ※ただし同等以 上の方法の場合 適切な回数
	II	Iと同等以上の措置	措置に応じた点検	措置に応じた頻 度
B基準	III	<ul style="list-style-type: none"> ・内部の水の量を表示する装置等、内容量を確認できる措置 ・漏えい等の有無を確認できる措置 	<ul style="list-style-type: none"> ・漏えい等の有無の 確認 	1ヵ月に1回以 上
	IV	<ul style="list-style-type: none"> ・内部の水の量を表示する装置等、内容量を確認できる措置 ・漏えい等の防止のため、内部にコーティング 	<ul style="list-style-type: none"> ・地下貯蔵施設の内 部の気圧や水位の確 認又はこれと同等以 上の方法による漏え い等の有無 	1年に1回以上
	V	III又はIVと同等以上の措置	措置に応じた点検	措置に応じた頻 度

⑥ 使用の方法と管理要領

作業及び運転を行う際、有害物質が地下に浸透、周囲に飛散、流出しないような方法で行うよう以下の使用方法を定めています。

これらの規定に適切に対応するため、点検方法や回数を定めた管理要領を定める事としています。

- 有害物質を含む水の受け入れ、移し替え、分配の作業は、有害物質を含む水が飛散し、流出し、地下に浸透しない方法で行うこと
- 有害物質を含む水の補給状況や設備の作動状況の確認等、施設の運転を適切に行うこと
- 有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講じるとともに、当該漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用するか、生活環境保全上支障のないよう適切に処理すること

⑦ 事故時の措置

事故が起きてしまった場合、被害が広がらないように応急措置をとり、市へ事故の概要等について届出をして下さい。

(1) 対象となる事故

- ① 特定（排水指定）事業場における事故で、法定有害物質を含む水又は排水基準に適合しないおそれのある水を公共用水域へ排出するか又は地下浸透させた場合
- ② 貯油事業場等の貯油施設・油水分離施設を設置する事業場における事故で、油を含む水を公共用水域へ排出するか又は地下浸透させた場合

(2) 応急措置

(1)に掲げる事故が起きてしまった場合、ただちに引き続く有害物質又は油を含む水、排水基準に適合しない水の排出や地下浸透の防止のための応急措置を講じなければなりません。

(3) 市への届出

事故発生後、応急の措置を講じるとともに速やかに市へ事故の状況及び講じた措置の概要を届け出なければなりません。

水質汚濁の防止や規制及び届出に関する問い合わせ先

本書の内容、法律・条例による規制及び届出の詳細等について不明な点がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

福島市 環境部 環境課 環境保全係 ☎ 024-573-2557

<有害物質を含まない水と判断する基準について>

有害物質が付着した器具等を何度か洗浄し、廃液を別容器等に回収することにより、洗浄施設からの排水中の有害物質濃度を下表の濃度未満にできる場合には、それ以降の洗浄水については有害物質が含まれない水と判断することができます。その場合、排水溝等については、有害物質が流れないため構造基準及び定期点検は適応されません。

(※洗浄施設本体については、構造基準及び定期点検の対象となります。)

<有害物質が検出されないとみなされる濃度>

有害物質の種類	濃度	有害物質の種類	濃度
カドミウム及びその化合物	0.001mg/l 未満	1,2-ジクロロエチレン	気体・液体それぞれについて 0.004 mg/l 未満
シアン化合物	0.1mg/l 未満		
有機リン化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る)	0.1mg/l 未満	1,1,1-トリクロロエタン	0.0005mg/l 未満
		1,1,2-トリクロロエタン	0.0006mg/l 未満
鉛及びその化合物	0.005mg/l 未満	1,3-ジクロロプロペン	0.0002mg/l 未満
六価クロム化合物	0.04mg/l 未満	チウラム	0.0006mg/l 未満
砒素及びその化合物	0.005mg/l 未満	シマジン	0.0003mg/l 未満
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.0005mg/l 未満	チオベンカルブ	0.002mg/l 未満
ポリ塩化ビフェニル	0.0005 mg/l 未満	ベンゼン	0.001 mg/l 未満
トリクロロエチレン	0.002 mg/l 未満	セレン及びその化合物	0.002 mg/l 未満
テトラクロロエチレン	0.0005 mg/l 未満	ほう素及びその化合物	0.2 mg/l 未満
ジクロロメタン	0.002 mg/l 未満	ふっ素及びその化合物	0.2 mg/l 未満
四塩化炭素	0.0002 mg/l 未満	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物、硝酸化合物	アンモニア性窒素 0.7 mg/l 未満 ：亜硝酸性窒素 0.2 mg/l 未満 ：硝酸性窒素 0.2 mg/l 未満
1,2-ジクロロエタン	0.0004 mg/l 未満	塩化ビニルモノマー	0.0002 mg/l 未満
1,1-ジクロロエチレン	0.002 mg/l 未満	1,4-ジオキサン	0.005 mg/l 未満

上の表は、水質汚濁防止法施行規則第 6 条の 2 の規定に基づく環境大臣が定める検定方法(平成元年 8 月 21 日環境庁告示 39)を基に作成しています。